

## 電気通信大学科目等履修生規程

平成 4年 4月 1日

改正

平成 5年 4月 1日

平成 6年 4月 1日

平成 7年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成30年12月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則（以下「学則」という。）第73条第2項の規定に基づき、科目等履修生の取扱いについて定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 科目等履修生（次項に定める者を除く。）の入学資格は、学部又は学域の科目の履修を希望する場合は高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者、大学院の科目の履修を希望する場合は大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 高大連携に係る科目等履修生（以下「高大連携学生」という。）の入学資格は、履修開始時に高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）に在学中であり、在学校の長が推薦する者とする。

(入学の出願)

第4条 入学志願者（次項に定める者を除く。）は、願書に履歴書、最終学校の卒業証明書に、検定料を添えて願い出なければならない。

2 高大連携学生として入学を志願する者は、在学する高等学校等を通じて、在学校の長の推薦書に願書及び写真を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、大学院情報理工学研究科教授会又は情報理工学域教授会（以下「教授会」という。）で行う。

(入学の許可)

第6条 前条の選考に合格した者で、所定の入学手続を行った者について、学長は入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、1年以内とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、教授

会の議を経て、期間を延長することができる。

(単位の授与)

第8条 履修した授業科目について、試験を受け合格した者に対し、単位を与える。

2 単位を授与された者には、証明書を交付することができる。

(高大連携学生への既修得単位の認定)

第9条 学則第48条に定める入学前の既修得単位の認定は、高大連携学生として単位を授与された者が本学情報理工学域に入学した場合についても適用することができる。

(図書館の利用)

第10条 科目等履修生は、附属図書館長の承認を得て、図書館を利用することができる。

(科目等履修生の授業料等)

第11条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程(以下「授業料等徴収規程」という。)の定めるところによる。

2 授業料等は、授業料等徴収規程の定めるところにより支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、高大連携学生に係る検定料、入学料、授業料その他の費用は徴収しない。

(支払済みの授業料等)

第12条 支払済みの授業料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。

(保険等の加入)

第13条 高大連携学生は、授業中及び本学への往復途中に生じた事故等により、身体に傷害を被った場合及び第三者に怪我をさせた場合、あるいは本学又は第三者の財物等に損害を与えた場合に対応するため、必要な保険に加入しなければならない。

(学則等の準用)

第14条 科目等履修生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学域及び大学院学生の例による。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 電気通信大学聴講生規則(昭和38年4月1日)は廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。